各位

株式会社 東京リーガルマインド ハラスメント被害者等に対する相談対応事業 事務局

厚生労働省委託事業「ハラスメント被害者等に対する相談対応事業」に関する ご案内

弊社東京リーガルマインドは、厚生労働省より令和 6 年度「ハラスメント被害者等に対する相談対応事業」を受託し、「カスタマーハラスメント」に関する相談対応を行っております。

「カスタマーハラスメント」とは、「顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求 等の著しい迷惑行為」のことをいい、企業は、不当・悪質なクレーム等に対して従業員を 守る対応が求められています。

「ハラスメント悩み相談室」では、令和5年4月より労働者が安心して働き続けられるよう、カスタマーハラスメントに関する相談を受け付けています。

相談窓口は、24時間体制でメールや SNS(LINE)での相談に応じています。

つきましては窓口案内用チラシを送付させていただきますので、本事業の周知にご協力 をいただけましたら幸いです。

以上、本件でのご質問、ご不明点などございましたら下記運営事務局までご連絡ください。何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル 株式会社 東京リーガルマインド 担当部署 公共事業本部 運営事務局 篠原 仁

E-mail: harassment-soudan@lec.co.ip

TEL: 03-5913-6085



匿名可



カスタマーハラスメント

お悩み・お困りの方、ご相談ください。

https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/



受付:24時間、365日

受付後原則3営業日以内に返信します



・ル相談 又は





















顧客等からの著しい迷惑行為の例

- ①長時間にわたる拘束
- ②頻繁に来店し、その度に クレームを行う
- ③大声での恫喝、罵声、暴言 の繰り返し
- 4 暴力行為や物の破壊行為
- 5 脅迫的な言動
- ⑥SNS/インターネット上で の誹謗中傷
- **⑦セクシュアルハラスメント**
- ☆上司に相談しても対応し てくれない

【相談室利用の際の注意点】

- ●日本語のみにご対応いたします。
- ●カスタマーハラスメント悩み相談室は、厚生労働省委託事業であり、ハラ スメントに該当するか否かの判断をすることはできないこととなっておりま す。ご相談なさる方は、その旨ご留意いただきますようお願いいたします。
- ●個人情報の取扱いについては、カスタマーハラスメント悩み相談室の 「このサイトについて」、をご確認願います。

厚生労働省委託事業

株式会社東京リーガルマインド ハラスメント被害者等に対する相談対応事業